

正 誤		
ページ	段 行	誤 正
令和六年九月三十日目次欄中		
(原稿誤り)		
一三	八贈与に関する日	贈与に関する取
	本国	極の修正に関する日本国
(原稿誤り)		
目次及び本文において、令和七年三月二十四日		
外務省告示第百十六号を削除する。		
令和六年七月九日(号外第百六十四号)国土交		
通省告示第千五号(現場打コンクリートの型わく		
及び支柱の取り外しに関する基準等の一部を改正		
する告示)		
(原稿誤り)		
二二	第十條(5)	(4)
改正後欄	終りから	
五		
二八	改正後欄含む。	含む。以下同じ
〃		
令和六年八月六日国土交通省告示第千七十四号		
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関		
する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者		
等が利用する便所の配置の基準等を定める件)		
(原稿誤り)		
七上	終りから	いづれか(公衆
	四	便所にあつては
		第一号から第
		三号までのいづ
		れか)
令和七年一月十日(号外第五号)国土交通省告		
示第十二号(道路運送車両の保安基準の細目を定		
める告示等の一部を改正する告示)		
(原稿誤り)		
五二ページ一二行目から三〇行目までを削除す		
る。		